

資料 No. 10

「ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩」が使用されている製品で
輸入を禁止するものの指定等について

1. 背景

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 10 回締約国会議（COP10 において、製造、使用等を原則禁止することとされた「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩」について、薬事・食品衛生審議会において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）に基づき第一種特定化学物質に指定することが適当とされた。

これらの物質について、令和 5 年 2 月 17 日の化学物質安全対策部会にて、輸入を禁止とする製品の指定等の具体的な措置を審議した。

2. 化審法による対応

（1）輸入を禁止する製品の指定

当該化学物質の国内におけるこれまでの使用状況、当該化学物質が使用されている製品の輸入状況並びに海外における使用状況等を踏まえ、下表のとおり輸入禁止製品を指定することが適当であるとされた。

化学物質	法第 24 条第 1 項に規定する政令で定めるべき製品
ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）又はその塩	<ul style="list-style-type: none">・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤・ 金属の加工に使用するエッチング剤・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤・ 半導体の製造に使用する反射防止剤・ 半導体の製造に使用するエッチング剤・ 半導体用のレジスト

<p>ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッチング剤 ・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ・ 半導体用のレジスト
---	---

(2) 取扱上の技術基準に適合し環境汚染防止のための表示義務がかかる製品の指定

当該化学物質が使用されている製品のうち、その形態から、環境を汚染する可能性があるため、取り扱う場合に技術上の基準に従わなければならない製品を下表のとおり指定することが適当であるとされた。

化学物質	法第28条第2項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

※ 具体的な基準は今後策定予定。